

土木森林環境委員会会議録

日時 令和6年12月12日(木) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後0時57分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 桐原 正仁
副委員長 石原 政信
委員 浅川 力三 卯月 政人 小沢 栄一 向山 憲稔
寺田 義彦 清水喜美男 名取 泰

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

林政部長 入倉 博文 林政部次長 小澤 浩
林政部技監 岸 功規 林政部参事 金丸 悟
森林政策課長 渡邊 文昭 森林整備課長 伊川 浩道
林業振興課長 堀内 直 県有林課長 江俣 尚厚
治山林道課長 山口 義隆

環境・エネルギー部長 齊藤 武彦 環境・エネルギー部次長 保坂 一郎
環境・エネルギー部技監(環境整備課長事務取扱) 中川 直美
環境・エネルギー部参事 村松 修一
環境・エネルギー政策課長 大森 栄治 大気水質保全課長 野中 俊宏
自然共生推進課長 小野 富夫

県土整備部長 秋山 久 県土整備部理事 寺沢 直樹
リニア推進監 渡辺 和彦 県土整備部次長 石川 英仁
県土整備部技監 立川 学 県土整備部技監 大澤 光彦
総括技術審査監 蛸原 秀典 県土整備総務課長 柏原 隆仁
建設業対策室長 藤森 淳 リニア整備推進室長 吉野 一郎
用地課長 竹内 亮 技術管理課長 殿岡 徳仁
道路整備課長 保坂 和仁 高速道路推進課長 新藤 祐一
道路管理課長 内藤 広 治水課長 山川 秀人
下水道室長 金子 英人 砂防課長 山本 佳敬
都市計画課長 五味 勇樹 景観まちづくり室長 吉野 正則
建築住宅課長 武藤 勉 住宅対策室長 米山 文人
営繕課長 久保 正樹

議題

(付託案件)

- 第110号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第12号）第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- 第111号 令和6年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算（第3号）
- 第113号 契約締結の件
- 第114号 契約締結の件
- 第121号 指定管理者の指定の件
- 第122号 指定管理者の指定の件

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、林政部、環境・エネルギー部関係、県土整備部関係の順により行うこととし、午前10時から午前11時7分まで林政部、環境・エネルギー部関係の審査を行い、休憩をはさみ、午前11時24分から午後0時57分まで県土整備部関係の審査を行った。

主な質疑等 林政部、環境・エネルギー部関係

※第110号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第12号）第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(中央線沿線ニホンジカ緊急捕獲事業費について)

小沢委員 それでは、課別説明書の環の3ページをお願いします。中央線沿線ニホンジカ緊急捕獲事業費についてお伺いします。

これまで鹿の管理確保を進めてきたと思いますけれども、今回改めてこの事業を行う目的についてお伺いします。

小野自然共生推進課長 本年度JR中央線におきまして、例年を上回る頻度で遅延が発生しております。県内での原因として最も多いのが、鹿との衝突となっております。このためJRの定時性確保のため、知事から本会議の冒頭に鹿と電車との衝突事故を減少させるため、集中的に捕獲事業を行うことを表明したものでございます。

小沢委員 事業の具体的な内容についてお伺いします。

小野自然共生推進課長 列車衝突による事故頻度の高い4つのエリアがありまして、まず大月エリア、これは大月駅から笹子駅間のエリアとなります。続きまして、甲州エリア、甲斐大和駅から塩山駅までのエリアとなります。続いて、韮崎エリア、韮崎の駅から穴山駅までの間のエリアとなります。最後4つ目、北杜エリアということで、日野春駅から小淵沢駅までのエリアとなりますが、以上の4エリアを中心に緊急的かつ集中的な捕獲を実施いたします。

捕獲頭数につきましては、ほかの県の事業での捕獲実績を参考に2,500頭と設定いたしまして、実績のある県猟友会に委託して捕獲を実施いたします。

小沢委員 その捕獲について、沿線の市町村との連携については、どのようにお考えなのかお伺いします。

小野自然共生推進課長 本県が実施する鹿の捕獲におきましては、市町村と連携しながら、標高の高い地域では県で、低い地域におきましては市町村で実施するという役割分担で進めています。

今回の事業につきましては、沿線の市から情報提供を受けつつも、緊急性に鑑みて県が主体となって、県猟友会に標高の低い地域も含めまして、一括して委託した上で実施していく考えで行います。

小沢委員 それでは最後に、課別説明書の環の4ページの繰越明許費が設定されていますが、この具体的な内容についてお伺いします。

小野自然共生推進課長 鹿と電車の衝突事故が急増する春先の3月から6月にかけては、強力的に捕獲を推進するとともに、目標頭数を確実に達成するため、繰越明許費を設定いたしました。これによりまして、実施期間を来年1月から来年度末までの15か月間といたしまして、切れ目のない対策が可能となるとともに、知事政策局が実施する動態調査の結果も活用することで、より効果的・効率的な捕獲が行えるものと考えております。

小沢委員 私も今日電車で来ましたが、中央線沿線の遅延で電車がいつも遅れる可能性があるということで、ドキドキしました。なので、県民生活の経済活動等利便性に欠かせない事業かなと思いますので、しっかりと県の猟友会ともリンクしていただいて、しっかりお願いしたいと思います。

清水委員 今回の鹿の捕獲について、関連質問させていただきます。

この集中的に捕獲というところを、少し御説明いただきたいのですけれども、4か所の主なところがあり、3月から6月に事故が起こる確率が高いということですが、そのときに、この猟友会が集中的に捕獲する手段・方法について、従来とどのように変えるのか。集中的にやるのだから多分変えてくると思うが、どのようにやるのかと

いうところを少し御説明いただきたい。

小野自然共生推進課長 捕獲エリアが市町村のやっているエリアと重複する部分もありますが、今回事業を行うに当たりまして、対象となる沿線の各市に対して説明を行っているところで、まず、この事業の緊急性に鑑みて、県の事業を取りあえず優先してということをお願いして、行う予定としております。

清水委員 この集中という意味がよく分からないのですが、どのような作業を集中と言っているのですか。

小野自然共生推進課長 今回、臨時的に緊急性に鑑みて事業を創設したものでございますので、15か月間で集中的に捕獲を行うということです。

寺田委員 今回の事業に関連して質問させていただきます。

御説明のとおり、猟友会と沿線自治体との連携というのは理解できたのですが、肝心のJRとの連携について、線路に入らないようにするために、その付近をまさに集中的にやらなければいけないということで、その安全性の確保や発生場所、時間帯なども含めて、どのように連携していくことになっているのかお伺いいたします。

小野自然共生推進課長 JRからも、こういう場所で事故が多いという情報は随時いただいておりますので、その辺も捕獲を実際に担っていただく猟友会に情報提供いたしまして、あと知事政策局でも動態調査を行うということになっておりますので、随時その成果を踏まえて、またJRからの情報提供も踏まえて、効果的・効率的な捕獲を進めていきたいと考えております。

寺田委員 例えば、線路の付近で猟をするときの安全性確保、猟師の安全性も確保が必要であり、また、ないのかもしれないですけど、流れ玉が電車に当たるなど、そういったところも含めてJRとも連携しながらという理解でよろしいですか。

小野自然共生推進課長 当然、猟をするに当たっては、捕獲する従事者の安全性の確保は当然のことでございますので、その辺はJRと猟友会と連携をとりながら進めてまいりたいと考えております。

向山委員 関連してですけど、言葉の定義で、この捕獲というのは、駆除とは違って捕獲をするということでいいのですか。

小野自然共生推進課長 一応、駆除と捕獲ということで、殺処分ということで考えております。

向山委員 殺処分も捕獲という枠組みになるのですか。分かりました。

もう一点、この積算根拠ですけれど、北海道でヒグマハンターの日当8,500円が安いという話題になりましたけど、基本的には日当幾らでお願いをして、どのような計算でこの金額になっているか、そこをお伺いしたいと思います。

小野自然共生推進課長 現在、県で幾つか管理捕獲の事業を行っているのですが、それらの事業の積算を準用して、同じように積算を行って予算額を算定しております。

向山委員 日当は幾らでしょうか。

小野自然共生推進課長 一応、今現在1頭1万5,000円という捕獲の単価があるのですが、そういう単価を準用して積算を行っております。

名取委員 関連して伺います。

知事政策局で動態調査を行うという説明もありましたが、それを待ってから実態をつかんで捕獲に入るのか、それとも、事前に何か資料があつて、それを基にこちらとしては、もう捕獲に入るのか、そこを教えてください。

小野自然共生推進課長 知事政策局で調査を行うのですが、随時、調査の結果は頂くことになっておりまして、その頂いた最新の情報を基に、随時、猟友会に情報提供いたしまして、効果的な捕獲を進めてまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第111号 令和6年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算（第3号）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（県内の人工林について）

清水委員 まず、林政部に何点かお尋ねいたします。

世の中が大変変動が激しくて、エネルギー問題や食料をいかに確保するかという点

で大きな課題になっております。それが紛争にも発展している。

山梨県の県産材についても、やっぱり自分たちの約78%ある森林の有効活用について、自分たちの手でいかに生活にもっと生かすかということが、すごく大きなテーマだと思います。

それで、地元の資源を地産地消するという立場から何点かお尋ねしたいと思います。

県内の人工林が、樹齢50年から60年たっていて適齢期に入っているとかねてから皆さんから話を伺っています。その利用期を迎えている対象の人工林が、資源量として、どのくらいの量がその対象になっているのかということについて御説明をお願いしたいと思います。

堀内林業振興課長 まず、県内の人工林全体につきましては、森林面積の4割を占める約15万ヘクタールが人工林となっております。県土面積が約45万ヘクタールですので、県土のおおむね3分の1は人工林という状態となっております。

これら人工林の中で、先ほど委員からもございましたが、木材として利用することが可能となってくる、植えてから51年を超えた人工林、こちらを体積で捉えますと、人工林の約8割、3,600万立方メートルに及びますが、こちらが既に利用可能な状態になっています。

ただ、森林を持続的に管理していくという観点を踏まえますと、実際に利用可能とする量の目安としましては、これらの人工林が1年間に成長する量を利用可能量と捉える考え方がございまして、1年間に人工林が成長する量というのは、このうちの約52万立方メートルというボリュームとなっております。

清水委員 1年間に52万立方メートルというのが対象だということで、その対象の資源に対して、近年、令和4年、令和5年、令和6年と、木材として生産量を確保していると思うのですが、その辺の具体的な数値と、今後、それをどこまで生産量として確保していくのかという点についてお尋ねいたします。

堀内林業振興課長 近年の県内の木材生産量につきましては、令和4年度の実績で23万6千立方メートル、令和5年度の実績で21万2千立方メートルという実績となっております。

将来的な県内からの木材生産の目標につきましては、令和8年度時点で29万2千立方メートルという目標を立てまして、総合計画の中でも位置づけています。

清水委員 そういった観点で木材を生産して、それを今度需要に結びつけていくと思うのですが、今回の本会議の中でも、質問に対する知事の答弁で、県産木材を住宅での需要拡大につなげていくというお話がありました。これはすごくよいことだなと思います。

今回、私がお聞きしたいのは、住宅以外の店舗や事務所など、建屋がたくさんある。その辺りの取組は、県として今後どのようにやっていこうとしているのかお尋ねいたします。

堀内林業振興課長 住宅以外の建物への県産材利用というところにつきましては、県では木材産業関係の団体や商工関係の団体などと連携しまして、令和元年度に、Y a m a n a s h i ウッド・チェンジ・ネットワークという団体を設立しまして、今日まで活動を続けています。

先ほどお話のありました店舗や事務所などの民間の建物に、いかに県産材の利用を広げていけるかというところで普及活動を行っています。

具体的には、県内企業の経営者向けに木造建築のメリットに関するセミナーを開催したり、建築士の方や建設事業者の方を対象としました木造建築の研修会などを開催してきています。

さらに、昨年度につきましては、県内企業を対象としてアンケート調査を行っています。それぞれ県内の企業が建物で木造を選択した場合は、どのような理由で選択されたのか、もしくは木造以外で建てた場合に、なぜ木造としなかったのか、それから今後、木造建築の御予定はあるかなどといったアンケート調査を行ったところです。

そのアンケートの結果を概観しますと、木造を採用しなかったとお答えいただいた企業の多くは、そもそも木造で建物が建てられるという認識がなかったり、非常に少ないところがありました一方、木造建築も今後検討してみたいというお答えをいただいた企業も一定数ございました。

今後は、このネットワークを生かしまして、こういった県内の企業を対象に木造建築、そして、木材利用を訴えかける普及活動を引き続き行っていきまして、県産材利用の裾野を広げてまいりたいと考えています。

清水委員

大阪万博の建物は、木でやっていて、このようなものを木でやるのと思いました。

それと、高層建築も最近は木造の建築材がすごく増えていて、今、回答いただきましたように、今まで金属やコンクリートだったものが木造で可能になるという技術が今確立されているということで、山梨県にとっても、これはすごくチャンスというか、いい機会だなと思いますので、この需要拡大を今後ぜひ注力していただきたいと思います。

最後に、今、人手不足がすごく大きな課題になっておりまして、こういう中で林業を活性化させると。需要は今言ったように、これから大きな需要があるだろうと。けれども、供給するところが人手不足で供給できないと困る。こちらのほうも大きなテーマだと思うのですが、県として、この生産性をどうやって上げていくか。今まで10人でやっていたところを5人でやれるようにするとなれば、供給も従来と同じになると思うのですが、その林業の生産性向上をどのように考えていくかということと、皆さんが今までやってきたと思うので、具体的な向上事例があれば紹介をしていただきたいと思います。

堀内林業振興課長 生産性の向上に向けましては、高性能林業機械というものが今、木材生産の現場に導入が進んでおりまして、その中でハーベスタという重機ベースの高性能林業機械がございます。機械が木をつかんで切って倒して、さらに丸太に玉切りをしていくという

ような一連の作業を行う機械がございますが、こちらの最新の機種や、資材を運搬する用途向けのドローンの導入を促すために、意欲的な林業経営体を対象としまして、機械を試していただくためにレンタル料を補助するなどしています。

こういった補助事業を通した具体的な生産性の向上の事例としましては、間伐の現場で、先ほどお話ししました最新のハーベスタの機種を使用して丸太を切り出した場合に、その丸太を切り出す作業時間が2割から3割程度短縮したという実績が上がっています。

こういったハーベスタの最新機種につきましては、既に県内の林業経営体で導入したという実績も出ています。

このほか省力化をどう対処していくかというところで、山で使えるリモコン式の自走式草刈り機など、省力化に向けた新しい機械の操作研修なども併せて行うことによって、生産性の向上を図っています。

(省エネ機器導入支援事業について)

清水委員

続きまして、環境・エネルギー部に対して何点かお尋ねしたいと思います。

今、山梨県が2030年中間目標、2050年CO₂ゼロという大きな目標を掲げて、邁進している。皆さん毎日、御努力いただいていると思うのですが、その中で、事業計画の中に、令和5年度に家庭用の省エネ機器導入支援事業があつて、これは県民全員に関わる、すごくいいテーマだなどと思っておりました。その実績について、まずお尋ねしたいと思います。

大森環境・エネルギー政策課長 家計の光熱費の高騰の影響を軽減するため、国の経済対策を活用し、令和4年12月補正に計上した事業でございます。

具体的には、個人が行う家庭用省エネルギー機器、これはエアコンとか冷蔵庫、LED照明などの省エネ家電の購入に対しまして、キャッシュレス決済で利用できるポイント及び商品券を付与するものでございます。

募集期間は、令和5年3月8日から令和6年2月16日までで、既に終了しております。実績としては1万9,941件、約2万件の省エネ家電の購入がされまして、ポイント等の付与額としては3億162万6,000円分となったところです。

清水委員

約2万件、すごい数だなどと思っております。

もう一点、同じように省エネ設備の購入について、先月29日に終わった補助事業があります。これは遡ること2か年、2年前から始まっていると認識しておりますけれども、それによると、令和5年度及び今年度の29日までの実施状況について御説明をお願いいたします。

大森環境・エネルギー政策課長 再エネ設備購入に対する補助、いわゆる既存住宅に対する太陽光パネル、もしくは蓄電池の購入補助の事業でございますが、今年度は515件の申請がありまして、太陽光発電量としては1,427キロワット、蓄電池としては4,509キ

ロワット／アワーの導入が見込まれます。

昨年度、令和5年度に実施した事業では780件に補助金の交付を行いまして、太陽光パネルの発電量としては1,886キロワット、蓄電池としては6,251キロワット／アワーの導入が図られたところでございます。

清水委員

1,500キロ、1,800キロって、私が考えていたより多い実績だと思っております。

それで、今質問しました省エネ機器と省エネ設備、それを皆さんは事業効果としてどのように判断しているのか。事業の評価、PDCAのCのところですか。そして今後どのように拡大していこうとしているのか、御説明をお願いいたします。

大森環境・エネルギー政策課長

省エネ家電の購入支援につきましては、様々な家庭で御購入されまして、使用形態も各家庭で異なるため、数値としての効果をお示しすることは困難でございます。

一方、太陽光パネル、蓄電池の購入補助につきましては、令和5年、令和6年、2か年度で、先ほど申しあげました合計で3.3メガワットの太陽光発電設備が設置されたこととなります。

これらの電力を活用することにより、化石燃料を使用した火力発電で電力を使用したものと比較をいたしまして、年間約2,300トンのCO₂が削減されると考えております。

今後も国の経済対策などを踏まえながら、家庭の脱炭素に向けた事業を検討してまいりたいと考えております。

清水委員

今、年間で2,300トンという説明ですけど、それを聞いても県民の人はよく分からない。だから、数字で言うと何%に該当するというような計算式を、ぜひ皆さんで開発していただければと思います。世の中に多分今ないので、みんな困っているのですけれども、お願いしたいと思います。

(共同購入事業について)

それで、最後になりますけれども、この脱炭素事業の中に共同購入事業という事業があって、これは私もすごく注目していたのですけれども、太陽光発電設備とか蓄電池、それを一緒に買ったら安くできますよという共同購入事業だったので、これの共同購入事業というのは、改めてどういう事業なのかということと、今年度及び令和5年度の活用状況について御説明をお願いしたいと思います。

大森環境・エネルギー政策課長

本事業は、県と協定を締結した支援事業者が、太陽光発電事業等の購入を希望する県民を募集いたしまして、一括で発注を行うことで設備を安く導入できる制度でございます。パネルの大きさや枚数等の条件にもよりますが、今年度は市場価格の約2割程度安く購入ができることとなっております。

現在、令和6年度につきましては実施中でございますが、令和5年度の実績といたしましては、48の家庭にこの共同購入を利用し、太陽光パネルを設置していただいたところ です。

清水委員　それで、最後になるのですけれども、今、回答で2割程度安くできたということ、すごい効果だなどと思う。1つの家庭で、例えば100万投資するのが80万で済んだと、そういうことだと思う。

これを知ると、今こんな物価高、エネルギー高で、これからもっと拡大するという中で、当然、皆さんは考えているけれど、設備投資できない、初期投資ができないという段階だと思う。それが経費を2割も削減できると、これはすごいことだと思うので、ぜひこれをもっと県民の人にPRして知ってもらおうということが、効果につながると思います。

ぜひ、この事業のPRの仕方を考えて、もっと普及していただきたいとお願いして、私の質問を終わります。

(富士急行との民事調停について)

名取委員　林政部に伺います。

9月に議決した富士急対象の民事調停の進捗状況を教えてください。

渡邊森林政策課長　9月議会で議決をいただきました。その後、速やかに弁護士と調停の迫行に関する委任契約を締結いたしました。今、裁判所と調停に関して、弁護士を通じて協議を進めています。

調停は調停委員の選任等が裁判所で行われて期日が決まるものですが、まだそこまでは至っていない準備中という状況でございます。

名取委員　現段階では、その相手方、富士急の反応はまだ分からないのでしょうか。

渡邊森林政策課長　今は、まだ裁判所で調停をする前の準備を進めているところでございますので、相手方である富士急行からの反応はない段階でございます。

(単独処理浄化槽について)

寺田委員　環境・エネルギー部に浄化槽についてお伺いさせていただきます。

浄化槽は、生活排水やトイレの排水等を処理して河川へ流すというものでありますけれども、平成12年6月の浄化槽法の一部改正によって、浄化槽の定義に含めていた、し尿のみを処理する施設、いわゆる単独処理浄化槽が、浄化槽の定義から削除されたことで、浄化槽法では合併処理浄化槽のみを指すことになったというのは御承知のところだと思います。

これに関しまして、県でもホームページで、そのことを周知しているのは承知しておりますし、それについて県内では、およそ浄化槽は約12万あり、そのうちまだ、い

まだに7万基ほど旧来の単独処理浄化槽が残っているというお話も聞いておりますけれども、これについて県としては、どのように合併浄化槽への切替えを促しているのか、どういった取組をしているのか、まずお伺いいたします。

野中大気水質保全課長 今、お話があったとおり、平成12年に浄化槽法が改正されまして、単独浄化槽の新設が原則禁止となっております。その際の法の附則の中で、なるべく合併浄化槽への転換を図るようという規定が設けられております。

ただし、まだこれは古い浄化槽の使用が禁止されていないという状況がございますということと、あと耐用年数がおおむね30年以上ということで、なかなか古い浄化槽から新しい合併浄化槽への転換が進まないという実情がございます。令和5年3月の時点でも、およそ4割の浄化槽がまだ単独であるという状況になっております。

こうした中、県では転換を促すためのリーフレットを配布したり、または国の交付金事業で合併浄化槽への転換については、およそ4割を国・市町村・県で補助するといったことを進めておりますし、今、ほぼ全部の市町村でそういった事業を進めておるわけですが、なかなか必要性を感じられない方も多いという中で転換が進まない状況です。

一方、そういった中で、令和元年に法改正がされまして、単独浄化槽の中でも古くて、もう機能を果たせないものについては、個人の財産ではあるものの除却命令を都道府県の知事が出せるということで、要は、動かない浄化槽については、もう撤去しなさいと命令する規定ができております。

それを踏まえて、県のほうでもそういった浄化槽を発見して、指導して、命令するまでのフローを業界と一緒に作りまして、それを令和3年から運用しているという中です。

現実にも今、そういった命令に至るまでの浄化槽はありませんけれども、命令に至らなくても施主が新しい浄化槽に直していただくという事例は幾つか出ています。

今後、国の補助事業としても、今度は宅内配管や古い浄化槽を撤去する際の中での清掃といったものの補助も出てきておりますので、そういったものを組み合わせて、より早めに転換ができるような施策を展開していきたいと思っております。

寺田委員

丁寧な御説明ありがとうございます。様々取り組まれていること、また、なかなか進まない理由も含めて理解できました。

ただ、法律が平成12年の改正ということで、20年以上、25年近くたつというところでもあります。先ほどの耐用年数のことを含めても、そろそろあちらこちらで、おっしゃっていた必要性が出てくるところも増えてくるという機会も捉えながら、しっかり取り組んでいただけたらと思います。

これに関連してなんですが、公共施設、当然県が中心ではありますけれども、公共施設でも単独処理浄化槽が残っているところがあるということを我々も承知しております。県もしくは県の関連事業団、あとは出先機関等で、少しこちらの資料が古いかもしれませんが、60以上の単独処理浄化槽が残っていると承知しております。県として、県や先ほど言った市町村等の公共施設について、先ほど言っていた除却命令ま

で出るような法改正がされている中で、民間に言うには、真っ先に県などの公共から直していかなければいけないかと思うのですが、その辺りをどのように把握して、どのように取り組んでいく御予定か、お伺いします。

野中大気水質保全課長 県有施設を含め、自治体の浄化槽にまだ単独浄化槽があるという状況は、私どもでも把握しております。

基本的に、そういったものを新しいものに更新していくのは、施設管理者の責任になるわけですが、予算も絡む話ですし、一律に命令してこちらに変えるというのは難しいのですが、委員のおっしゃるとおり、生活排水による河川等への汚濁をこれから減らしていく意味でも、合併浄化槽への転換というのは急務の話ではありますので、施設管理者や関係部局に働きかけを強めていきたいと考えております。

寺田委員 十分、問題意識があるということは確認できました。当然、予算の問題等もありますけれども、そうは言っても法律でもそうなっているという中で、「隗より始めよ」ということわざもありますので、ぜひ財政当局ともしっかりと連携をとりながら、しっかりと努めていっていただければと思います。

(明野処分場について)

浅川委員 環境・エネルギー部について質問させていただきます。

平成25年に明野の処分場について、五十数億円の最終赤字額が見込まれる中、閉鎖をしたことについて質問させていただきます。

このことについて、1月に委員会で明野の処分場に現地調査をしたときに、私も地元の議員として参加をさせていただいたところでございます。

県の方針としては、処分場は本年度末までの廃止を予定していたという話もありました。しかしながら、地元との協定の中で数値等々がまだ排水基準に達していないという部分もありまして、そのことを踏まえて、次期改革プランということで、県が7月に、国の研究機関や大学の先生等と、水質予測等調査検討委員会を開きました。私も参加しましたが、かなり高度な話で、私にはよく理解できませんでしたが、そのことについて、今後、当局としてはどのように進めていくのかお伺いします。

中川環境・エネルギー部技監 委員おっしゃるように、昨年度、浸出水中のホウ素とマンガンの2項目が基準に適合しないということで、今年度末までの維持管理を予定していたが、維持管理が終了できなくなったということで、常任委員会の委員の皆様方にも、現地を御視察いただき、御説明をさせていただいたところでございます。

そうした中で、委員から御質問がありました水質予測等調査検討委員会でございますが、これまでに2回開催をいたしました。浸出水中のホウ素とマンガンが公害防止協定の基準に適合し、明野処分場の維持管理を終了できるまで、その期間について、予測が12月3日の調査検討委員会で示されまして、あと10年から15年を要するとの予測でございました。

この検討会、2回のうちの1回目の調査検討委員会では、これまで事業団が行ってきた環境モニタリングの結果を基に、将来の濃度を予測していくことが適切であるとの意見がございまして、それを踏まえまして予測の手法を1回目に取りまとめでいただきました。

2回目の調査検討委員会が、12月3日に開催されたところでございますけれども、先ほどの予測手法に基づき実施した予測結果に対する検討をいただきました。委員からは、予測は緻密に行われており、結果は適切であるという意見をいただいたところでございます。

浅川委員 調査検討委員会が10年から15年と一応お示しをしたということですね。これに対して、県はどのように対応していこうというスケジュールですか。

中川環境・エネルギー部技監 この予測につきましては、県が今年度中に事業団の次期改革プランを策定する必要がございまして、そのための予測でございます。

この改革プラン、本年度末までに策定する必要がございますので、まず、この調査検討委員会を年明けの1月に第3回目を開催する予定にしております。そこで検討いただいて、できるだけ早くその調査検討委員会から答申をいただきたいと考えておりました。答申をいただいた後に、まずは、明野処分場の安全管理委員会というものがございまして、地元の委員の皆様方に、調査検討委員会での検討状況や検討結果について御説明、御報告申し上げるとともに、次期改革プランの案をお示しさせていただいて、意見をお伺いした後に庁内のスケジュールに乗せて改革プランを策定していくということにしておりますので、まずはその作業に注力をさせていただければと思います。

浅川委員 私、地元の議員ですので、説明会に私も参加させていただきまして、地元の人たちを含めた安全管理委員会の方々も、しっかりこの部分については対応してくださいということ、強い要望も受けたところでございます。このことについては、今、技監が申されているとおり、来年の1月に第3回の委員会が行われるわけですね。その中で、また、御意見を聞きたいと思っております。

また、もう一つ、いいですか。安全管理委員会から最近よく聞く、PFOS等について、適切に対応してほしいという意見もございまして、この辺りについてはどのように考えておられるのか。

中川環境・エネルギー部技監 PFOS等の問題につきましては、地元住民の生活環境の保全を第一に、県が責任を持って対処してまいりたいと考えております。

このため、処分場の敷地内の地下水などについて、従来から事業団がモニタリングを実施しており、ホウ素等のモニタリングを実施しているところですが、それに併せて年4回継続して水質調査を行って監視してまいります。また、その結果は速やかに地元へ御報告、お知らせさせていただきたいと考えております。

また現在、PFOS等をより確実かつ効率的に除去できるよう、国の研究事業に私

どもが参加いたしまして、最新の知見を収集しているところがございますので、そうしたことも生かしまして、しっかりと県として対応してまいりたいと思います。

浅川委員 最後に、部長、この明野処分場に対するこれからの県の対応、事業団の対応も含めて、決意のほどを述べていただきたいと思います。

齊藤環境・エネルギー部長 明野処分場の今後の見通しでございますが、御説明しましたように、専門家による検討の結果、10年から15年という期間の予測が立てられたところであります。

また、全国的な課題でもございますPFOS等についても、私ども率先して検査を行って公表したところがございます。

このようなことに鑑みまして、昨年度、県職員を一旦引き上げるという方針も示させていただきましたが、来年度以降も配置をする中で、しっかりと対応してまいりたいと思っているところです。

改めて申し上げさせていただきますけれども、明野処分場につきましては、県が整備した処分場でございますので、県が最後までしっかりと責任を持って維持管理をしていきたいと考えています。

この基本姿勢に立ちまして、今後とも地元の方々の健康と周辺環境、生活環境の保全を第一に、地元の方々と対話を重ねながら、適時適切に対応してまいりたいと思っているところであります。

浅川委員 よろしく申し上げます。

主な質疑等 県土整備部関係

※第121号 指定管理者の指定の件

質疑

(山梨県県営住宅等の指定管理者の指定について)

石原委員 まず、山梨県県営住宅等の指定について、少し質問させていただきます。

まず、最初に、指定管理者となる芙蓉建設は、今、室長からお話があったように、選定した理由は十分分かるのですが、ほかの2者と比べて具体的にどのようなところが評価されたか教えてください。

米山住宅対策室長 候補者である芙蓉建設株式会社については、11の審査項目のうち、施設運営の実施方針など8つの審査項目において、ほかの2団体より優れた評価結果となっております。

特に、選定委員の評価が高かった具体的な内容としては、営業時間外の緊急的なト

ラブルに対応できるコールセンターを設置すること、また、要望や苦情に迅速に対応できる組織体制となっていること。また、3団体のうち、最も多い人数の管理体制となることなどがありました。

石原委員 コールセンター等、あとは柔軟な対応をしているということは、十分把握させてもらいました。

 そこで、現在も芙蓉建設は、指定管理を行っていると思いますけれど、これまでの管理状況等を詳しく教えてください。

米山住宅対策室長 県では、令和4年度から民間事業者による指定管理者制度を導入しており、最初の受託者が芙蓉建設株式会社でありました。最初、県営住宅の管理という特殊性から、受託当初は、県や公社からアドバイスを受けながら業務を行っていましたが、現在では円滑に業務が行われております。

 また、団地の管理人を対象に行ったアンケートについては、窓口対応や入居者対応など、基本的な業務に関して「満足」、または「どちらかという満足」という結果を9割以上から得ております。

石原委員 県営住宅は、住宅セーフティネットとして重要な役割を担っていると思うのですが、今回特に601戸増えるということで、その中には高齢者の方や外国人の方も数多くいらっしゃると思っております。そのような方に対する提案は、具体的にどのような提案があったのか、教えてください。

米山住宅対策室長 具体的な提案としては、入居者向けに年4回広報誌を作成、配布することとしておりまして、その中で、高齢者向けの生活支援サービスや医療サービスなどの情報を提供すること、また、市町村及び団地自治会と連携して、高齢者を対象としたサークル活動などを行うこととしています。

 さらに、単身の高齢者については、安否確認のための見守り支援サービスや弁当の宅配サービスなどを案内することになっております。

 また、外国籍の入居者に対しては、母国語で書かれたイラスト付きの資料や翻訳機を使って分かりやすく入居の説明を行うこととしております。

石原委員 これからも、高齢者の方から外国人の方など、皆さんが暮らしやすい県営住宅の運営に尽力をしていただきたいと思います。

清水委員 関連質問させていただきます。

 選定委員会にある採点表の結果の中で、サービスの向上云々という欄ですけれども、具体的な手法には、ソフト的なサービスとハード的なサービスがあると私は認識しているのですが、どのような評価基準なのかということと、期待される効果は、ソフト・ハードそれぞれで、どういうものを期待されて採点されたのかということについて

お願いいたします。

米山住宅対策室長 このサービスの向上を図るための具体的な手法ということなのですが、1つ目としては、やはり入居者へのサービスということの中で、今回、具体的に提案があったのが、例えば、土日を含めた営業時間の拡大、あと先ほども申し上げましたが、営業時間外のコールセンターによる対応や部屋の事前確認などになります。また、細かいところで申し上げますと、ホームページについて、高齢者や障害者なども見やすいような色合いに注意したり、あと補聴器や老眼鏡などを窓口に整備するなどの点があったり、また苦情等に対する対応としても、ホームページに目安箱のようなものを新たに一つつけて、苦情を迅速に対応するというところを通して、サービスの向上が図れるということで審査をしております。

清水委員 この同じ評価項目で3者あって、3者目のところが極端に低いのですけれども、同じような業務をやっていて、県内の業者がこのようなレベルにあるということは、山梨県全体としてもよくない。そのレベルアップを上げるためにも、今回の評価結果をフィードバックするということは必要だと思うのですけれども、その辺りはやっているのでしょうか。あるいは、やるお考えがあるのでしょうか。

米山住宅対策室長 細かいそれぞれの会社の提案事項は、それぞれの会社の財産でもあるため、公表はなかなかできない状況です。

今お示ししている採点結果は、公表される範囲となっています。我々としても、将来的に令和20年度に住宅供給公社が解散しますので、今、公社が持っている管理のノウハウなどを、今後、幾つか業者が応募する中で、芙蓉建設をはじめ選定された業者に、積極的に承継をしていきたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第122号 指定管理者の指定の件

質疑

(山梨県特定公共賃貸住宅等の指定管理について)

名取委員 今回対象となる施設のうち、楡形小笠原団地がありますけれども、私が今年夏に伺った際に、エレベーターホール前の下の塗装が随分剥がれている状況が見受けられました。条例を確認していないのですけれども、そういった施設の修繕等については、指定管理者と県との関係ではどのようにすみ分けがされているのか、また、そういった修繕計画はきちんと盛り込まれているのか、その辺りを確認させてください。

米山住宅対策室長 修繕の関係ですが、指定管理者については、例えば、水道が止まったとか、電気が切れてしまったとか、そのような細かい修繕を指定管理者は実施することとなっております。

我々県では、今、委員御指摘のとおり大規模な修繕、外壁の改修工事や防水工事については、長寿命化計画を通しながら計画的に実施をしております。

名取委員 ということは、今回の指定管理に伴って、そういった修繕が必要な箇所を全て更新して、新たに指定管理期間に回すということではなくて、別立てで修繕の更新計画を持っていて、県が責任を負う部分については、その都度やっているという考えでよろしいでしょうか。

米山住宅対策室長 そのとおりでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第110号 令和6年度山梨県一般会計補正予算（第12号）第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第113号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第114号 契約締結の件

質疑

(主要地方道甲府昇仙峡線新長潭橋上部工事について)

名取委員 説明にあったかもしれないのですが、この仮設道橋台は、後に撤去するという
ことでよろしいでしょうか。

保坂道路整備課長 資料左下の側面図にあります青色で着色された部分が、仮設となっております、
赤色の本体が完成後は撤去となります。また、その下の川の真ん中にあります仮設の橋
脚についても撤去となります。

名取委員 現在の橋については今後どのようなようになるでしょうか。

保坂道路整備課長 現在の長潭橋につきましては、観光資源としての価値や歴史的な価値が高いこと
から存置することとしております。ただし、老朽化もございますので、損傷部分につき
ましては、補修を実施した上で歩道橋として活用をすることとしております。

向山委員 現橋の話は歩道橋ということで理解したのですが、工事の期間中、観光シーズンも
あって、昇仙峡は車が混雑する期間があると思うのですが、その辺りの配慮をどの
ように考えていらっしゃるのか聞きたいと思います。

保坂道路整備課長 この上部工の工事につきましては、基本的には川の中、もしくは川の上で行われ
る工事となります。一部、資材等を搬入するために、現道の交通規制が伴う場合もござ
いますが、そこは必要最小限の規制にとどめることで、地元並びに観光客への影響を配
慮してまいりたいと考えております。

向山委員 地元の観光協会、また甲府のそれぞれの住民の皆さんとも協議をされて進めると思
いますけれども、もう一点、この周辺は結構道路も狭隘なところが多くて、大型車が来
ると住宅が揺れたりすることがあるらしく、その辺りの配慮もぜひしていただきながら、
観光協会や自治会など住民の皆さんと協力してやっていただきたいと思いますが、いか
がでしょうか。

保坂道路整備課長 工事の実施に当たりましては、今、委員からお話がありましたように、地元並び
に観光協会とよく話をしながら、スムーズに進むよう取り組んでまいりたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑に先立ち、執行部から第107号議案「山梨県手数料条例中改正の件」について当委員会の

所管に係る部分の説明が行われた。

質疑

(県道梁川猿橋線の整備について)

卯月委員 県道梁川猿橋線の整備についてお伺いをしたいと思います。

この道路は地域住民に大変重要な道路でありまして、県土整備部の皆様に長きにわたって整備いただいているのですけれども、現在、太田地区と伊良原地域の橋梁等々も完成しまして、見た感じではもう供用開始になってもいいという時期だとも思うのですけれども、こちらの現在の整備状況について、まずお聞かせください。

保坂道路整備課長 太田地区では、平成21年よりバイパス整備を進めておりまして、用地取得が完了したところから橋梁工事や道路改良工事を順次行ってまいりました。これまでに用地取得が全て完了しておりまして、本年度は藤崎橋と現道が取り付く部分の間の工事を進めておりまして、今月の25日に開通式を行い、全線で供用を開始する予定となっております。

卯月委員 分かりました。25日に開通式ですね。御存じのとおり、この道路については、本来は3月に供用開始の予定だったはずですが、それが、電柱が1本動かさないことによって、この時期までずれ込んだという経過があります。県と電力会社のどちらが申し込んだ、申し込まない、の話だと思いますけど、本当に単純なミスでこれだけ長い時間延ばしてしまったということで、地元にも相当な御迷惑をおかけしたわけです。

単純に電柱1本と言いましても、私もそういう会社にいましたので、よく頼まれるのですけど、電柱1本動かすにしても、例えば、御近所に工場等々があれば、1本動かすことによって電柱も電線も張り替えなければならないので、電柱の強度計算をしたり、ほかの電柱も全部立て替えなければならないという形にもなるし、設計も全部直し直さなければならないということがあるので、それだけ時間がかかるそうです。私もその専門の部署ではなかったのですが、今回のことも私からも相当働きかけをしたけれど、最短でこの時期になったということです。

今後もうこういったことはあり得るでしょうし、少しのミスでこれだけの時間がかかってしまったということですから、ぜひこういったことに気をつけて、今後は対応していただきたいと思います。

そして、そこから延長線上の伊良原地域という地域がありまして、大月市で一番大きな小学校があるのですけれども、その前が普通車同士のすれ違いもできないような状況です。ここについては、現況はどのようになっているかをお答えください。

保坂道路整備課長 ただいま御質問いただきました伊良原地区ですが、令和4年より道路の拡幅事業を進めておりまして、本年度は用地取得に着手をしたところでございます。

今後は用地取得がまとまってできたところから、順次工事に着手してまいります。地元の御協力をいただきながら、早期整備に取り組んでいく所存でございます。

卯月委員

分かりました。私も、大分前に地元の1回目の説明会をしたときは出席をさせていただきましたが、地元の期待も大きいと思います。特に御存じのとおり、週末となりますと高速道路が大変渋滞をしますので、最近は抜け道マップというマップがあったりするせいか、この道路も20号を補完する道路となっていますから、渋滞するものすごい台数の県外ナンバーが通るような状況で、大変危険な状態が続いていますので、一刻も早く整備を続けていただきたいということも要望したいと思います。

(国道139号の下瀬戸から上平地区までの歩道設置について)

もう一つ、今度は国道139号の整備についてです。今、下瀬戸地域の道路の整備を鋭意進めていただいているわけですが、今整備を進めている下瀬戸と同じ行政区、公民館が一緒の上平地区というところがありまして、この区間だけ歩道がない状況です。前から要望しているのですが、その地域は道路がありまして、歩道がない上に崖なんですね。松姫トンネルが開通してから、特に土日等々は車の往来が多く、高速道路が渋滞すると抜け道になっていますので、お年寄りや子供たちがそこを行ったり来たりするのに、大変危険な状態が続いています。

ここについて、ぜひ歩道を整備していただきたいという地域からの要望もあるようですけれども、この点についてお答えいただければと思います。

内藤道路管理課長 国道139号の下瀬戸から上平地区までの歩道設置につきましては、地元の要望をいただいています。現地の地形の状況や歩行者の道路の利用状況、交通量、その他いろいろ状況を確認しながら、歩道設置に向けて検討してまいります。

卯月委員

よろしく申し上げます。補足ですけれど、道路がありまして、今言ったように右下が崖になっています。左上が畑ですけれど、私が何年前にここを歩いて通っていたら、上から犬に追いかけているイノシシが飛び出してきたのです。そのような状況がありますと、もし子供たちが歩くときに、ガードレールも歩道も何もないところで、崖ですから真っ逆さまに落ちてしまうのですが、本当に歩道がないのはあの区間だけなので、その辺りのことを考慮していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

内藤道路管理課長 現地の状況をよく確認しまして、安全安心に通行できるような道路に努めてまいります。

(道路の区画線について)

向山委員

よろしく申し上げます。私から道路の区画線について、お伺いをします。

一般社団法人全国道路標識・標示業協会の山梨県協会が、独自に昨年8月に県内の県管理の道路を調査していただいて、県警分を除いた部分での区画線の摩擦状況、摩擦状況等を調査したところ、約94万メートル、全数量の約25%が引き直し等の補修が必要であるということを確認したと聞いています。

こうした情報についても、県として把握をしているのか、今どのような状況なのか、まずここをお伺いしたいと思います。

内藤道路管理課長 これまでも標識業協会等から区画線につきまして、そのような状況であるということの報告は受けています。

向山委員 県とすれば今どのような予算をかけて、また、その補修部分を見極めながら、区画線の引き直し等を行っているのか確認したいと思います。

内藤道路管理課長 道路の区画線は、運転支援装置がついた車等が増えたことも踏まえ、道路を安全で円滑に走行し、交通事故を防止する上で非常に重要なインフラということで認識してございます。

路面標示の磨耗の進行につきましては、交通量や道路の構造、規格、交差点など場所によって、その磨耗の進行は大きく異なっています。

県が管理する道路におきましては、定期的なパトロールにより状況を確認し、磨耗が激しいところ、特に交差点や急カーブなどを優先して補修を行っています。

なお、これまでの最近の区画線の更新につきましては、過去5年の平均で毎年約300キロ程度を施工しています。

向山委員 今、課長から御答弁がありましたけれども、自動運転においては、この区画線が必要になってくると思いますし、形は違いますけれども、富士トラムも今度、白線によって動くということで、道路標識を見ると、市町村管理のところでは薄れていたり、県管理で薄れていたり、市町村管理、県警管理、県管理でそれぞれ分かれているのですが、やっぱり住民要望をいただくと、ここの白線をもう少し引いてくれという要望を各議員さんがそれぞれ多く受けるところだと思います。

限られた予算ではあると思うのですが、ぜひ、住民要望をしっかりと捉えながら、必要箇所をやっていってほしいと思います。

そうした意味で、その辺りの重要箇所をどう精査していくのか、県の中でどう考えてやっていくのか、また、その300キロというキロ数を今後さらに予算を増やして、よりきちんと住民要望に応える形がとれないか、ここについてお伺いしたいと思います。

内藤道路管理課長 パトロールの中で、区画線が消えているところは県でも把握しています。その中で直線の部分につきましては、多少見えにくいところがあっても走行はできると考えておりますが、先ほども話をしましたが、交差点の部分であったり、急カーブのところであったり、また道路の利用者からの要望もございますので、そういったところを聞き取りながら、優先的に引くところ、必要なところを選別して施工しています。

また、県の予算の中で、私どもが管理して使える予算も、できるだけこういった非常にニーズの高いところに集中して予算を配分しながら施工できるように努力しています。

向山委員 ぜひ、関係事業者や市町村とも連携をして、必要な箇所を取り組んでいってほしいと思います。

国から補助のない事業費ということは承知しておりますので、こうしたところを何かしらの形で国からの支援が受けられないのかということも含めて、必要であれば要望もしっかりして、交通事故のないように、また観光客の方もいらっしゃると思いますので、不測の事態がないような取組をぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

(リニア駅周辺の整備状況について)

清水委員 リニア駅の周辺の整備状況についてお尋ねいたします。

最近、私は、この周辺の整備状況が非常に見えなくなっていると思っていて、富士山登山鉄道や富士トラム構想など、そちらにスポットライトが当たってしまって、この整備状況はその後どうなっているのかなと県民の多くの人もそう思っています。改めて、今このリニア駅の周辺の整備状況について、直近のところで、どこまでどう整備されているのか御説明をお願いしたい。

吉野リニア整備推進室長 まず、駅北側のエリアについてでございますが、広域的な交通結節機能を有する北側ということで県が担うこととしております。令和5年3月に、駅北側の交通広場に必要機能やレイアウトの案を公表したところです。

その後、昨年度末にかけまして事業内容の地元説明会を実施し、地域の皆様には理解を深めていただけたものと考えております。

現在は、スマートインターチェンジ整備に伴う市道の付け替え工事を進めるとともに、交通広場やパーク&ライドなどの整備に必要な土地の取得に向けて、用地測量を行っています。

また、南側についてですが、昨年、甲府市からリニア駅前エリアまちづくり基本方針が発表されまして、駅南側についても地元との意見交換を行ってきました。

これを踏まえて、市ではまちづくりについて検討を進めており、今年1月には具体的な計画策定に向けて学識経験者や県が参加する検討委員会を立ち上げ、意見交換を行いながら課題の整理を行っています。

現在は、南側エリアのまちの骨格となる道路や交通広場など、主要な公共施設の配置や規模を示す基盤整備方針を示せるよう取り組んでいる状況でございます。

清水委員 以前は南も北も推進主体が不明確だったということで、今度は県と甲府市が明確にその責任を負うということで進んでいるというお話でした。

それで、よく往々にして、行政が違っているとコミュニケーションがうまくとれていなくて、県民から見ると、なぜ話合いができないのかというのが今まであったのですけれども、その辺りの市と県の連携・連帯はどのようにして進めていこうとしているのか、あるいは今進めているのか、その辺りについてお話しいただけますか。

吉野リニア整備推進室長 市の行うまちづくり検討委員会で整理された課題や提案、あと地元説明会でいただいた意見を踏まえて、今、県市で協議を重ねています。

今年度におきましては、南北交通広場の交通施設の機能配置など、利用者目線に立った観点から議論をしています。

引き続き十分な議論を重ねるとともに、駅周辺整備が最大限の効果を発揮するよう、緊密に連携を図ってまいります。

清水委員 ぜひ、コミュニケーションを密にして、落ちのないように進めていただきたいと思います。

続きまして、リニア本線の開業が大体見えてきて、この前もJR東海が2034年以降開業になる予定だという発表がございました。

それを受けて、甲府市及び県が、あの周辺を何年にどういう整備をしていくかというロードマップを見せてほしいと思っているのですが、その辺りについて見解をお尋ねいたします。

吉野リニア整備推進室長 県としましては、まず、リニア開業時期に左右されず、甲府中央スマートインターチェンジ周辺や周辺道路の整備を進めるなど、地域の価値を高める取組を進めていくということとしております。

また、南側エリアについてですが、甲府市では昨年度策定したまちづくり基本方針を踏まえて、今年度中に主要な公共施設の配置、規模、今後のスケジュールを示す基盤整備方針を公表するとしております。

その後、地域の方々や民間事業者との対話を重ねながら熟度を上げて、事業着手に必要な基本計画を策定し、リニア開業までに整備を終える予定と承知しております。

清水委員 最後になりますけれども、先般、知事が富士トラム構想を明確にしたということで、この周辺のところに接続させて、新たな玄関口にするという構想で理解しているのですが、そうすると、少なからずこの周辺の整備計画にも影響が出てくると思うのですが、その辺りの影響はどのように今後検討していく予定でしょうか。

吉野リニア整備推進室長 富士トラム構想は、リニア新駅と富士山をつなぎ、さらには県内各地を結ぶことで、リニア開業効果を全県に波及させるものと承知しております。

これは、これまでの駅周辺整備の方針を変えるものではなくて、県としては引き続き、交通結節機能を中心とした整備をしっかりと進めていくということにしております。

なお、整備に当たりましては、富士トラムの対応について、現時点は構想段階ということですので、車両の構造やルートなど具体的な内容が見えてきた段階で、関係者と協議しながら検討していくということとしております。

清水委員 新しい路線が入ってくるということは、当然、用地買収などいろいろな諸条件の整備があると思うのですが、それは今後検討していくという理解でよろしいでしょうか。

吉野リニア整備推進室長 リニア駅周辺整備については、現在行っている北側、南側の中で整備していく予定でございます。

当初から交通結節機能等につきましては、柔軟な対応をするということで整備を進めておりますので、段階に応じ対応できるように、段階ごとに進めていきたいと思っております。

(県発注工事の入札について)

名取委員 私は、県発注工事の入札についてお聞きします。

11月20日付で議員側に提供いただきました今年7月から9月までの工事入札契約状況一覧を見させていただきました。

その中で、県土整備部関係の契約125件に対して、1者入札が88件と、全体の70%を占めるというところが見えてまいりました。透明性や公平性、いろいろな問題があるかと思うのですが、まずこの状況を県はどのように捉えているのかを伺います。

柏原県土整備総務課長 委員の御指摘は、1者入札が多いのではないかと指摘でございます。

私どもとしましては、公共工事の発注に当たりまして、公正・公平な入札制度の運用を行い、適正な競争の結果によるものだという認識をしています。

名取委員 その88件のうち約半分の40件が落札率99%という状況になっています。1者入札だから当然そのような状況になるかと思うのですが、今答弁で公平・公正な入札が行われているということでしたけれども、結果としてこういった落札率が高くなっているということは、予算の削減効果が発揮されているのかどうか疑わしいですし、また、客観的に見ると、本当に公正・公平なものなのかということに疑いを持たれる現状もあると思うので、これをよしとする姿勢ではいけないと思うのですが、この認識を伺いたいと思います。

柏原県土整備総務課長 落札率が左右することについては様々な要因が考えられます。複合的な要因ということも考えられます。そういうことを踏まえまして、私どもとしましては、様々な取組を進めていますけれども、今回の落札率の1者入札が多くて落札率が高いということについては、先ほど説明いたしましたとおり、公共工事の発注に当たりまして、私どもとしては公正・公平な入札制度の運用を行った結果として、そのような結果になったという認識をしております。

もう一つ、委員から、適正な入札制度を担保するためにはどのような取組をしているかということでございますけれども、私どもとしましては、入札制度について透明性・効果を十分に発揮できるよう、第三者機関でございます入札監視委員会を設けております。その中で、1者入札の状況や落札率の状況について報告をさせていただいて、しっかりとチェックを受けています。その委員会の中では、いずれも適正な処理であったという報告を受けています。

名取委員 公平性・公正性を確保するための方策についても、今答弁がありましたけれども、実際にこの1者入札が多いという状況を今後どのように改善を図っていくのか、どんなことが必要と考えているのか、課題も含めて伺いたいと思います。

柏原県土整備総務課長 県としては、様々な取組を進めているところでございます。

1者入札が多いという要因につきましては、指名競争入札で辞退なされた業者の方々から伺った意見によりますと、建設産業は、今少子化・高齢化に伴って担い手が非常に確保が難しいという状況を聞いております。そうした中で、複数の案件で同時に工事を実施するということがなかなか難しいという状況もありますし、例えば、入札に係る書類の作成などがなかなか難しいという状況も聞いております。

私どもとしましては、まずはしっかりと担い手の確保・育成を進めてまいりたいと思っております。

また、技術者不足もございますので、従来は技術者、1つの工事に対して1つだったのですけれども、複数の兼職を兼ねることなどや書類の省略化も検討しています。そのような形で、様々な取組を進めて、入札の活性化というところで取り組んでいます。

名取委員 業者の側の実情ということが今語られました。実際にそういう状況だと思えます。ただ、県側の努力ということでも、今、書類の軽減など、いろいろなものが出されていることも伺いましたので、そういったことを併せ、県内業者の支援もしながら複数による競争性を発揮して、公平・公正な入札が行われていると県民に示せるように、引き続き努力を図っていただきたいと思えます。

もう一度答弁をお願いいたします。

柏原県土整備総務課長 県としましては、引き続き入札制度、公正・公平な制度の確立に向け、しっかりと取組を進めていきたいと思っております。

(中部横断自動車道長坂八千穂間について)

浅川委員 中部横断自動車道についての質問をさせていただきます。

この21日には、北杜市で中部横断自動車道の公聴会が行われると聞いておりますし、私も参加するつもりでございますが、ここまでに至る経過をお聞きしたいと思えます。長野県は、2月に終わっているという部分も踏まえて説明をしていただきたい。

新藤高速道路推進課長 中部横断自動車道長坂八千穂間につきましては、昨年4月、事業予定者であります国土交通省から具体的なルート案の送付がありました。10月に、甲斐市、韮崎市、北杜市において、都市計画原案の説明会を開催いたしました。

その後、地域へのより丁寧な対応が必要であることから、今年1月、北杜市において整備効果などのパネルと説明者を配置した説明コーナーを4日間開設いたしました。

加えて、9月には、道路事業範囲に係る地区の方々を対象に、ルート、道路構造、

手続の流れ、用地補償について説明を行いました。

10月に、都市計画原案の縦覧及び意見書の提出を経て、今年21日の公聴会の開催に至っております。

浅川委員 大変苦勞をなさっていることも承知しております。私どもも二十数年来、県、国に対しても要望活動を続けてきたところでございますし、巨摩議員連盟という議員の有志の連盟もつくりまして、このことも県、国に対して、特に長野県とも協調して、今日まで来たわけでありますが、これから、例えば、この公聴会が終わった後はどういう対応をしていくのですか。

五味都市計画課長 21日の公聴会の後、国との協議や都市計画案の作成縦覧などとともに、環境影響評価についても手続が始まります。そういったことを今後予定しています。

これらの手続には、地域の合意形成が非常に重要でありますので、今後も引き続き丁寧な対応に努めるとともに、事業予定者である国の協力が不可欠でありますことから、環境影響評価準備書の速やかな提供などを求めながら、着実に手続を進めてまいりたいと思っております。

浅川委員 長野県は2月に公聴会が終わっているという部分で、山梨県と長野県との協調は何かあるのですか。

五味都市計画課長 長野県とは、よく連携をしながら情報提供等は進めておまして、引き続き、多少ずれてしまったところはあるのですけれど、今後は一緒に歩調を合わせて手続を進められるように努めてまいります。

浅川委員 一緒に進めるということですね。分かりました。

それではここで、リニアも含めて、中部横断自動車道については県政の中でも最重要課題だと思っておりますので、部長、決意のほどをお願いします。

秋山県土整備部長 これまでの経緯や手続につきましては、課長が説明したとおりでございますけれども、中部横断自動車道の長坂から八千穂間の推進につきましては、県としてしっかり進めていきたいと思っております。来月1月には、太平洋から日本海につながる沿線の4県、それから沿線の市町村、自治体で大会も開く予定であり、その足で国へも要望に行く予定でございます。

また、手続につきましては、今、都市計画手続を進めている中で、都市計画決定権者は知事なので、県が進める手続になりますので、しっかり進めていきたいと思っております。強引に進めるということではなく、環境影響評価法、都市計画法など法律に基づいた手続をしっかりと進めていくということでございます。その手続を着実に進めること自体が事業化に一步步進むことだと考えていますので、この手続はしっかりと進めていきたいと考えております。

また、昨年度、本当にピンポイントでどの家が当たるとか、どの畑が当たると分かるようなルートが出ましたので、地元の方に対しては、より丁寧に説明するということが必要だと思っております。公聴会に至るまでに長野県と少し差が出たのは、そういうところの考え方の違いが出たと思っております。

法律の進めるのはもちろんですが、具体的に家が当たる方が分かっていますので、そういう方に対しては、今後もより丁寧に説明していかねばならないと思っております。手続的にはここ一、二年でできるものではなく、長い期間がかかるので、今の状況や今後の手続の流れ、今後の予定についてもしっかり説明できるように進めていきたいと考えております。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
- ・ 閉会中の継続審査案件に関する調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、県外調査を明年1月15日から17日に、県内調査を明年1月下旬から2月上旬に実施することとし、詳細については後日通知することとされた。
- ・ 12月3日に開催された正副委員長会議において、議長から常任委員会の活動充実に向けた取組について全ての委員が出席できるよう日程調整などにおける配慮を求める発言があり、議長発言の趣旨を踏まえ、今後の委員会活動に取り組むようお願いした。
- ・ 本委員会が11月5日に実施した県内調査については、議長あてにその報告を提出したことが報告された。

以上

土木森林環境委員長 桐原 正仁